

第5次みさと 男女共同参画プラン (案)

令和2年12月

三 郷 市

(市長ご挨拶のページ)

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
(1) 国際的な動き	3
(2) 日本国内の動き	4
(3) 埼玉県の動き	5
(4) 三郷市の取り組み	5
3 計画の枠組み	6
(1) 計画の位置づけ	6
(2) 計画の期間	7

第2章 計画の基本的考え方

1. 条例の基本理念	9
2. 計画の理念	10
3. 計画の基本目標	10
4. 計画の体系	11
5. 計画策定の重点分野	12

第3章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画を進めるための意識づくり	15
施策の方向1 男女で進める意識づくり	15
施策の方向2 子どもたちの心に育てる人権意識	18
基本目標2 男女が共にいきいき暮らせるまちづくり	22
施策の方向1 男女の意見を反映させた政策・方針づくり	22
施策の方向2 男女が働きやすい環境づくり	25
施策の方向3 仕事と生活を両立する環境づくり	31
基本目標3 一人ひとりを大切にできる社会づくり	38
施策の方向1 配偶者等からの暴力の根絶	38
施策の方向2 ライフステージに応じた心身の健康づくり	43
施策の方向3 男女が元気な活力ある地域社会づくり	46

第4章 計画の推進と進行管理

1. 推進・進行管理の考え方	52
(1) 「男女共同参画」の総合的推進	52
(2) 「PDCAサイクル」に基づく進行管理	52
2. 推進・進行管理の具体的内容	53
(1) 推進・進行管理体制の充実	53
(2) 市民・市民団体、事業者、関係機関との協働・連携	53
(3) 男女共同参画を推進するための情報発信の強化	53
(4) 国・県等の行政機関との協力・連携	54

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 18(2006)年度に「三郷市男女共同参画社会づくり条例」を制定し、平成 22(2010)年3月に『第3次みさと男女共同参画プラン キラリ・ひと・プラン』、平成 27(2015)年3月には『第4次みさと男女共同参画プラン』を策定し、男女共同参画社会の実現を目指してさまざまな取り組みを進めてきました。

これまでの取り組みにより、男女の固定的な役割分担意識は少しずつ是正に向かっていますが、依然として家庭や地域で不平等な社会慣行が根強く残るなど、男女共同参画のさらなる浸透が求められます。

わが国では少子高齢化の急速な進行による労働力人口の減少、共働き家庭の増加などにより、子育てや介護と仕事の両立(ワーク・ライフ・バランス:仕事と生活の調和)、経済格差や貧困の拡大など、様々な課題が生じています。

また、自然災害による被災時や新たな感染症拡大による社会的影響などにより、ひとり親家庭や女性、高齢者、障がい者など、社会的弱者といわれるかたが困難な状況に陥るなどの新たな課題が生じており、防災・災害復興や新しい生活様式への対応においては、男女共同参画の視点の重要性が再認識されています。

さらに、個人の生き方やライフスタイルが多様化するなか、国においては「女性活躍推進法」や働き方改革が進められ、あらゆる分野における女性の活躍を進めようとする気運が高まっています。

こうした社会情勢の変化などを踏まえ、『第4次みさと男女共同参画プラン』の期間終了にあたり、これまでの成果を踏まえるとともに、新たな課題や社会情勢の変化に対応するため、ここに新たに『第5次みさと男女共同参画プラン』を策定するものです。



2 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

1975(昭和 50)年	「国際婦人年」世界会議
1976(昭和 51)年～ 1985(昭和 60)年	「国連婦人の 10 年」
1979(昭和 54)年	「女子差別撤廃条約」(*通称)を採択
2000(平成 12)年	国連特別総会「女性 2000 年会議」開催
2005(平成 17)年	第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合
2009(平成 21)年	国連女子差別撤廃委員会の日本に対する最終見解
2010(平成 22)年	第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合
2011(平成 23)年	UN Women(国連女性機関)正式発足
2012(平成 24)年	(第 56 回)国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択
2014(平成 26)年	(第 58 回)国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択
2015(平成 27)年	第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開設 国連サミット 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)*1 採択(目標 5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う)
2016(平成 28)年	G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意
2019(令和元)年	W20 日本開催(第5回国際女性会議 WAW!と同時開催)

*1「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)



SDGsとは、Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標と訳されます。2015 年の国連サミットで採択され、世界が抱える問題を解決し、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界の共通目標です。各国が合意した 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

発展途上国のみならず先進国、企業や自治体も取り組む普遍的なもので、わが国でも積極的に取り組まれています。17 のゴールは多岐にわたり、貧困対策、質の高い教育、ジェンダーフリー、エネルギー、経済成長、不平等をなくすなど、あらゆる領域に係わっています。

(2) 日本国内の動き

昭和 50(1975) 年	「婦人問題企画推進本部」発足 総理府婦人問題担当室設置	
昭和 52(1977) 年	「婦人の 10 年国内行動計画」策定	
昭和 60(1985) 年	改正「国籍法」施行、「男女雇用機会均等法」制定、「女子差別撤廃条約」の批准	
平成7(1995) 年	「育児・介護休業法」(※通称) 制定	
平成9(1997) 年	「男女雇用機会均等法」改正…セクハラへの事業主配慮義務を規定	
平成 11(1999) 年	「男女共同参画社会基本法」制定	
平成 12(2000) 年	「男女共同参画基本計画」策定	
平成 13(2001) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)	制定・一部施行
平成 15(2003) 年	「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」制定	
平成 17(2005) 年	「男女共同参画基本計画」(第二次) 策定	
平成 18(2006) 年	「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」一部改正	
平成 19(2007) 年	「DV防止法」一部改正	
平成 22(2010) 年	「第3次男女共同参画基本計画」策定	
平成 24(2012) 年	「子ども・子育て関連3法」制定	
平成 27(2015) 年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行 (翌年、全面施行) 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	
平成 28(2016) 年	「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 「SDGs実施指針」策定	
平成 29(2017) 年	刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	
平成 30(2018) 年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行	
令和元(2019) 年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 「SDGs実施指針」改定	

(3) 埼玉県動き

昭和 51 (1976) 年	「婦人問題担当副参事」設置
昭和 55 (1980) 年	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定
昭和 59 (1984) 年	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定
昭和 61 (1986) 年	「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
平成 2 (1990) 年	「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定
平成 7 (1995) 年	「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定
平成 12 (2000) 年	「男女共同参画推進条例」施行
平成 14 (2002) 年	「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定
平成 18 (2006) 年	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平成 19 (2007) 年	「埼玉県男女共同参画推進プラン」施行
平成 21 (2009) 年	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定
平成 24 (2012) 年	「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定
平成 29 (2017) 年	「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定

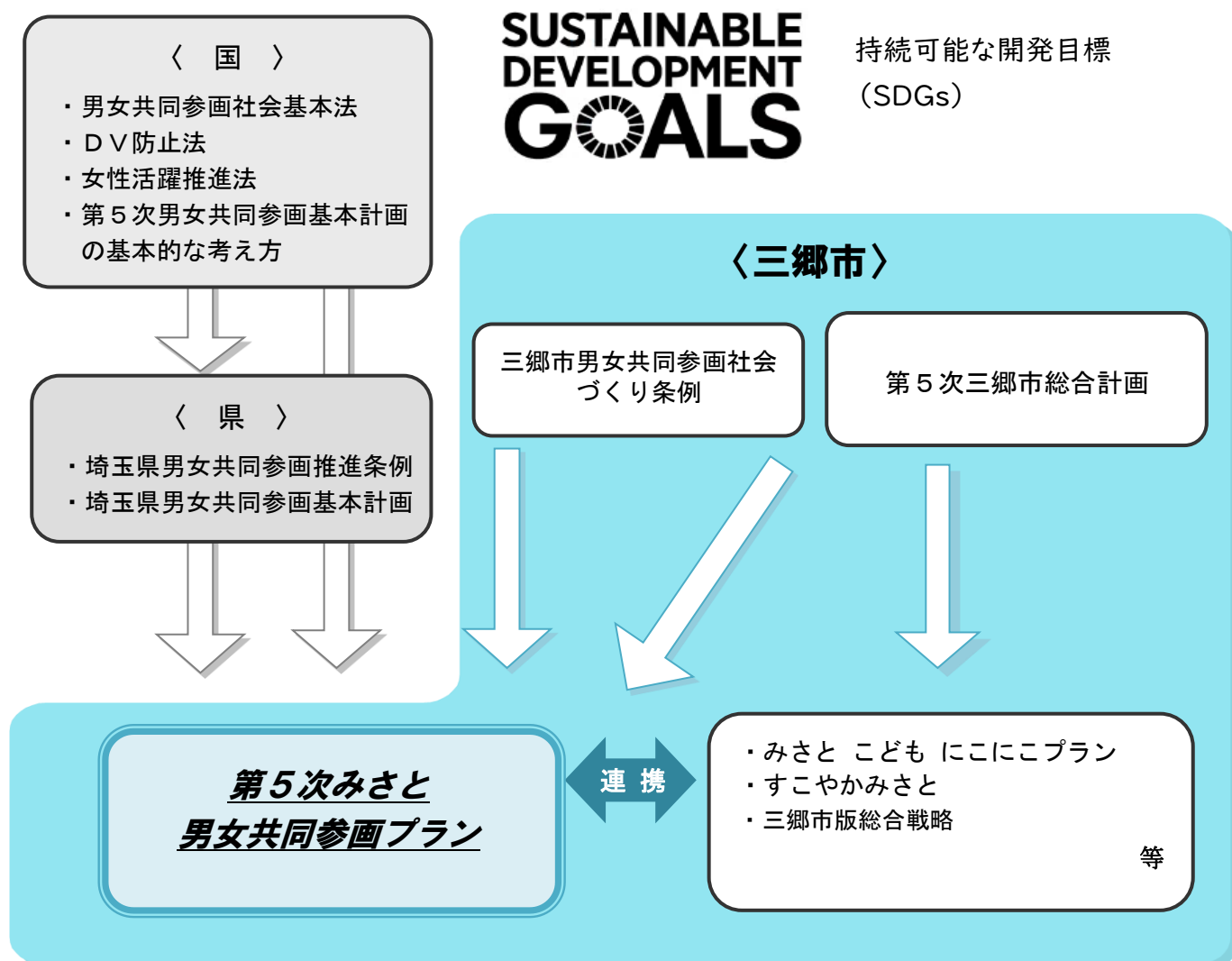
(4) 三郷市の取り組み

昭和 58 (1983) 年度	民生部保育青少年課に「女性担当」設置
昭和 62 (1987) 年度	企画財政部広報広聴課に移管
昭和 63 (1988) 年度	総務部婦人対策室として独立
平成 3 (1991) 年度	市民部女性生活課に移管 「三郷市女性行動計画(第1次)」策定
平成 8 (1996) 年度	市民生活部女性政策課に変更
平成 13 (2001) 年度	「みさと男女共同参画プラン(第2次)」策定
平成 16 (2004) 年度	総務部男女共同参画推進室に変更
平成 18 (2006) 年度	「三郷市男女共同参画社会づくり条例」施行…「自立した個人として個性と能力が発揮できる豊かで活力のある社会」の実現を目的
平成 20 (2008) 年度	企画総務部総務課に変更
平成 22 (2010) 年度	「第3次みさと男女共同参画プラン」策定
平成 26 (2014) 年度	企画総務部人権・男女共同参画課に変更
平成 27 (2015) 年度	「第4次みさと男女共同参画プラン」策定
令和 2 (2020) 年度	「第5次みさと男女共同参画プラン」策定

3 計画の枠組み

(1) 計画の位置づけ

- この計画は、「三郷市男女共同参画社会づくり条例」第 11 条に定める基本計画として策定します。男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画です。
- 「男女共同参画社会基本法」第 14 条3項に基づく市町村計画であるとともに、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画及び「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画を包含しています。
- 国及び県の「男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定するとともに、『第5次三郷市総合計画』をはじめ、「三郷市版総合戦略」、「みさと こども にこにこプラン」「すこやかみさと」などとの整合性を図っています。
- 令和元年 12 月に一部改定された「SDGs実施指針改定版」においては、優先課題として「1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」および「7 平和と安全・安心社会の実現」が位置づけられています。
- この計画は、市民へのアンケート調査、パブリック・コメント等を通じて広く市民に意見を求め、また、「三郷市男女共同参画審議会」に諮問を行い答申を受け、それらの内容を取り入れながら策定したものです。



○持続可能な開発目標（SDGs）関連ターゲット



ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び少女の能力強化を行う。

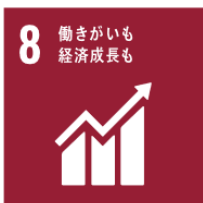
この計画において最も関係の深い項目です。



あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。



全ての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



包括的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する。

(2) 計画の期間

この計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況を考慮し、中間見直しを行います。

年 度	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	
第5次みさと 男女共同参画プラン	計画期間：5か年					
第5次 三郷市総合計画	基本構想：10か年 (令和3〔2021〕年度～令和12〔2030〕年度)					
	前期計画期間：5か年 (令和3〔2021〕年度～令和7〔2025〕年度)					
<国> 第5次男女共同参画 基本計画	計画期間：5か年					
埼玉県男女共同参画 基本計画	計画期間：5か年 (平成29〔2017〕年度～令和3〔2021〕年度)					

第2章 計画の基本的考え方

1. 条例の基本理念

本市では、「三郷市男女共同参画社会づくり条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、次の6つの基本理念を掲げました。本計画においては、この基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

＜条例の基本理念＞

- (1) 人権や個性を尊重します。
 - ア 男女の個人としての尊厳が重んじられること
 - イ 男女の個人として個性と能力を発揮する機会が確保されること
 - ウ 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと
 - エ 社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行を見直すとともに、制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮します。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者及び市民団体等における方針の立案及び決定の過程に、共同して参画する機会が確保されるようにします。
- (4) 家事、子育て、介護その他の家庭生活と社会生活が両立でき、性別にかかわらず活動できるよう配慮します。
- (5) 男女が互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関することに自らの決定が尊重され、生涯を通じて健康な生活が営まれるよう配慮します。
- (6) 国際社会における男女共同参画社会の実現に関する取組や動向に配慮します。

2. 計画の基本理念

条例の基本理念を受け、この計画の基本理念を次のように制定します。

計画の基本理念

みんな
**男女が互いに理解・尊重し、個性と能力を発揮し
活躍できるまち みさと**

3. 計画の基本目標

本市を取り巻く状況と課題を踏まえ、条例に位置付けられている基本理念にのっとり男女共同参画社会の形成を目指すため、3つの基本目標を掲げます。

基本目標1	男女共同参画を進めるための意識づくり
-------	--------------------

基本目標2	男女が共にいきいき暮らせるまちづくり
-------	--------------------

基本目標3	一人ひとりを大切にできる社会づくり
-------	-------------------

4. 計画の体系

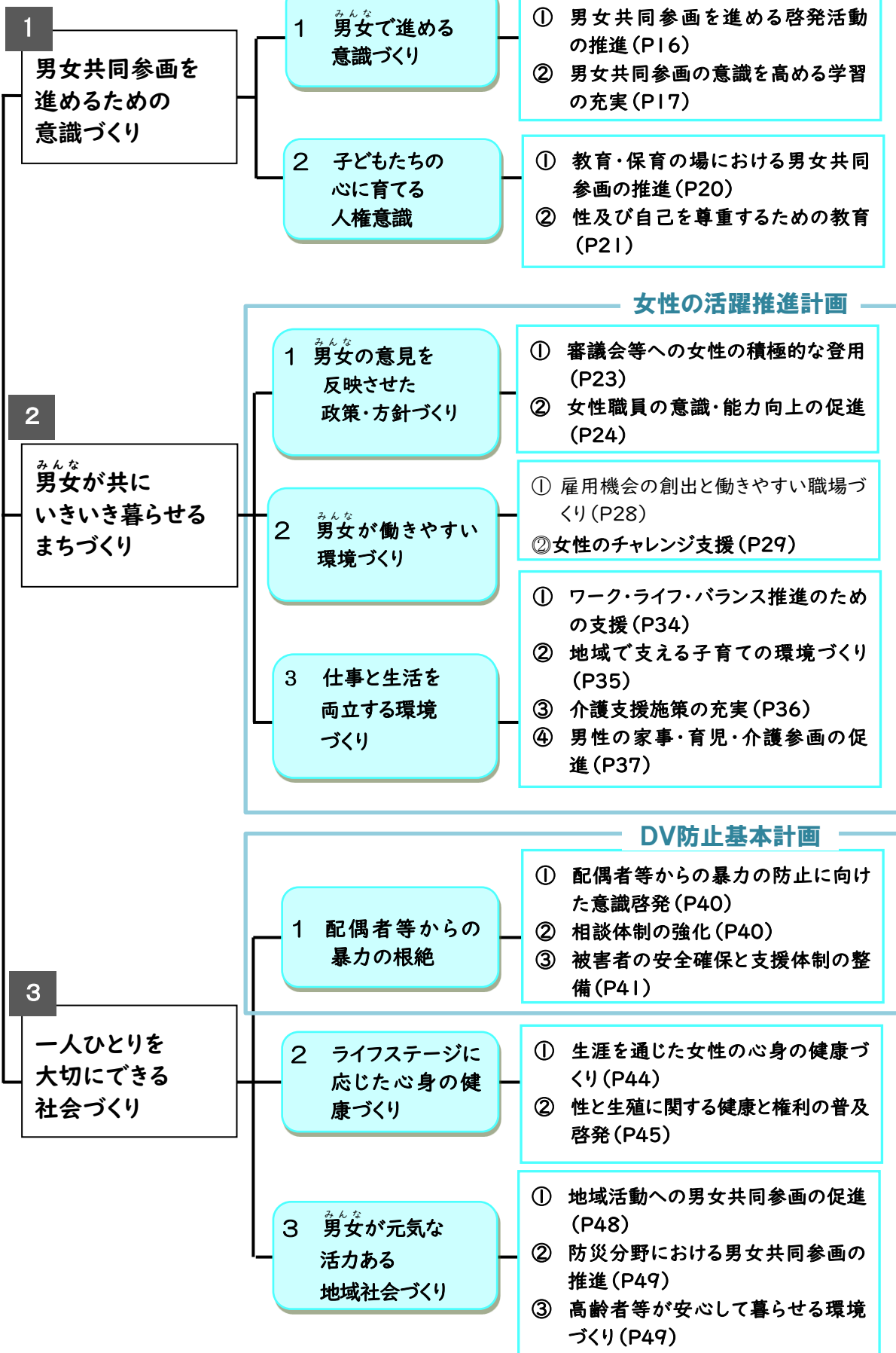
基本理念

基本目標

施策の方向

() 内は掲載ページ

男女が互いに理解・尊重し、個性と能力を発揮し活躍できるまち
みんな



5. 計画策定の重点分野

社会情勢の変化と本市の現状やこれまでの取り組みを踏まえて、本計画の策定にあたって以下の4点を重点分野と位置づけます。

1. 男女共同参画の意識づくり

男女平等の意識は高まっていますが、分野別の平等感をアンケート調査の時系列比較で見ると（P15 参照）、6分野のうち4分野で「平等になっている」との回答が減少しています。「平等になっている」との回答が最も少ない分野は「社会通念や風潮」で、1割に達していません。

性別による固定的な性別役割分担意識の是正に積極的に取り組んできていますが、依然として固定的な性別役割分担意識や性差による偏見は根強く、さらには無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が上げられます。このような意識や固定概念は、長年にわたり形成されてきたものであり、引き続き男女双方の意識を変え、合わせて社会全体の気運の醸成を図る必要があります。

2. 多様な分野での女性の活躍推進

少子高齢化とそれに伴う人口減少のさらなる進行が見込まれる中であって、多様な人材が持つ能力を十分に発揮できる社会づくりが必要とされています。女性活躍推進法や働き方改革などが推進され、本市においても妊娠・出産・子育て期を迎えた女性が離職するM字カーブ問題は解消されつつありますが、男性に比べ、女性の非正規雇用の割合が高いなど、適正な労働条件が確保されるよう推進していく必要があります。

また、企業のあらゆる事業活動への女性の参画を促進するとともに、コミュニティ・ビジネスをはじめ、地域において付加価値や雇用を創出する起業をめざす女性や再就業をめざす女性一人ひとりのニーズに応じた支援に努めていく必要があります。

3. みんなが活躍できる環境づくり

アンケート調査によると、ワーク・ライフ・バランスの認知度は下がっています。女性の就業率の高まりや共働き世帯の増加などにより、子育てや介護などの家庭生活と仕事を両立するための支援の重要性が増しています。子育てや介護に関する法整備は進んだものの、実態はあまり変わらないというのが現状です。

ワーク・ライフ・バランスの観点から長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、男性の家事・育児・介護への参画を促すことで、男女が仕事と生活を両立できる環境を整備していくよう、一層の意識啓発に努める必要があります。

また、今後も、地域防災への女性の積極的な参画や高齢者や障がい者の社会参加への取り組みを充実させることも重要です。

4. 配偶者等に対する暴力を許さない環境づくり

個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、それがどのような形であっても、どのような理由であるにしても、誰に対しても決して許されるべきものではありません。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、外出の自粛や在宅勤務の増加により、家族が家庭内で過ごす時間が増えたことで、もともと家族関係に課題があった家庭の場合は、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されています。

アンケート調査では、パートナーから暴力行為を受けた経験のある人は1割程度ですが、そのうち7割近い人は「相談できなかった」及び「相談しようと思わなかった」と回答しています。

本市では、令和2年度にDV被害に関するワンストップ相談窓口である配偶者暴力相談支援センター事業を開始しています。関係機関と連携し、DV 被害者への適切な対応を行なうための相談支援体制の充実を図ります。



第 3 章 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画を進めるための意識づくり

男女共同参画に関する情報の提供や啓発活動を実施して、長い時間をかけて培われた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）から解放され、誰もが自分の個性を十分に発揮することができ、男女双方の意見が平等に反映される社会の実現をめざし、男女共同参画意識の普及啓発に努めます。

また、学校教育や地域における人権と男女共同参画を踏まえた教育を推進します。

施策の方向 1

みんな 男女で進める意識づくり

【現状と課題】

みんなが、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる環境が必要です。

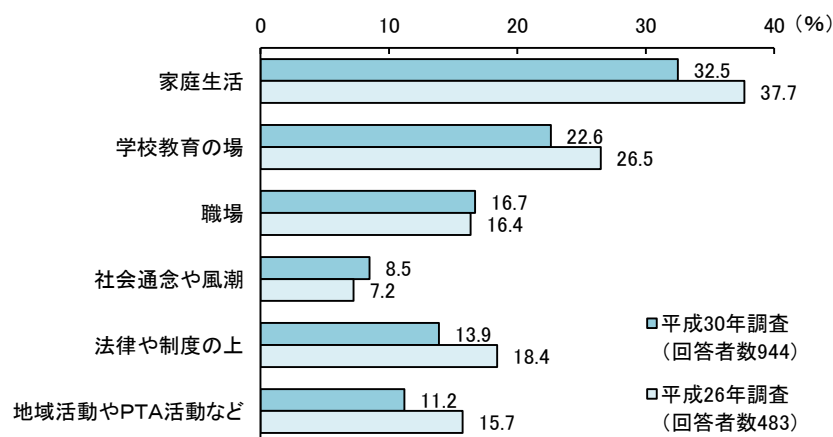
しかし、男女平等の意識は高まってきているものの、アンケート調査では分野別の男女の地位の平等感に対して、平成 26 年調査（男女共同参画に関する意識実態調査）と平成 30 年調査（三郷市市民意識調査）を比較すると、「平等になっている」が増加した分野は、「職場」及び「社会通念や風潮」の2分野に対し、減少した分野は「家庭生活」、「学校教育」、「法律や制度」、「地域活動や PTA 活動など」の4分野と、減少した分野が多くなっています。

今後も男女共同参画社会に対する理解を深め、無意識のうちに身に付いてしまった性別による固定的意識にとらわれない男女平等のまちづくりを推進するためには、男女共同参画社会の重要性を周知するとともに、より一層、啓発活動を推進する必要があります。

アンケート調査に見る分野別の「平等感」

平成 26 年調査（男女共同参画に関する意識実態調査）と平成 30 年調査（三郷市市民意識調査）の分野別の「平等感」を見ると、「平等になっている」が増加した分野が2分野、「平等になっている」が減少した分野が4分野となっています。

「平等になっている」との回答



【施策① 男女共同参画を進める啓発活動の推進】

誰もが男女共同参画に関心を持ち、男女共同参画の理念やジェンダー※の視点について正しく理解されるよう、様々な機会を活用した情報提供や啓発活動の充実を図ります。

No.	取り組み	内 容	所管課等
1	男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画推進市民スタッフが、男女共同参画に関するさまざまな取り組みの中から、毎年テーマを決め、市民に広くメッセージを発信するために、男女共同参画情報紙『COLORFUL』を企画・編集し、町会・自治会等を通じて各世帯へ配布します。	人権・男女共同参画課
2	男女共同参画に関する意識啓発の推進	国が定める「男女共同参画週間」（6月 23～29日）に合わせた市役所市民ギャラリーでのパネル展示等を市民向けの啓発活動として開催し、意識の啓発を図ります。 三郷中央におどりプラザ内男女共同参画情報コーナーや市ホームページを用いて、男女共同参画に関する様々な情報を発信します。	人権・男女共同参画課
3	男女共同参画に関する図書による啓発	男女共同参画に関する図書等を通じて情報発信を行います。図書館および三郷中央におどりプラザ内男女共同参画コーナーにおいて図書の貸出しを行います。	人権・男女共同参画課 日本一の読書のまち推進課
4	性の多様性を尊重する意識啓発の推進	三郷中央におどりプラザ内男女共同参画情報コーナーや市ホームページを用いて性の多様性に関する理解促進のための情報発信を行います。 人権教室等を行い、性の多様性に関する正しい知識の普及のための啓発を行います。 職員対象の研修等において、性の多様性に関する理解促進に取り組みます。	人権・男女共同参画課 生涯学習課 人事課
5	性別にとらわれない広報紙づくり等の推進	月に1回（15日）市政の動き、市民の情報、まちの話題、各種催し等を掲載して発行している『広報みさと』の編集について、性別や年齢等にとらわれない紙面づくりに努めます。 市ホームページやその他広報媒体（プレスリリース、フェイスブック、ツイッター等）に掲載する文章、写真等について、性別や年齢にとらわれない表現に配慮した情報発信を行います。	広報課

ジェンダー／社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。

【施策② 男女共同参画の意識を高める学習の充実】

誰もが社会のあらゆる分野に参画することが選択できるよう、誰でもいつでも気軽に学習することができる機会の提供に努めます。

No.	取り組み	内 容	所管課等
6	家庭における男女共同参画意識の啓発	男女共同参画情報紙の発行や三郷中央におどりプラザ内男女共同参画情報コーナー、市ホームページ等において男女共同参画に関する情報や研修の通知等を発信します。	人権・男女共同参画課
7	生涯学習の充実	関係機関と連携しながら、生涯学習講座の開催等により、身近に学習する機会を提供します。	生涯学習課

施策の方向Ⅰ 数値目標

評価指標	現状値	目標値 (令和7年度)	根拠データ
男女平等についての意識 (家庭生活では「平等になっている」と答えた人の割合)	32.5%	50.0% 以上	第17回 三郷市市民意識調査

コラム

【性別による固定的意識(性別役割分担意識)について】

「男は仕事、女は家庭」、すなわち働き手や稼ぎ手は男性、家庭を守る、または家計の補助的に働くのが女性というように、男女ははじめから、その役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待することをいいます。

国が実施した令和元年9月の「男女共同参画社会に関する世論調査」では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について「賛成」及び「どちらかといえば賛成」は、女性が31.1%、男性が39.4%となっています。平成4年11月の調査では、女性が55.6%、男性は65.7%となっており、意識の変化がみられます。なお、平成28年の調査では、男女ともに反対する者の割合が賛成する者の割合(「賛成」+「どちらかといえば賛成」)を初めて上回りました。

これからは、こうした固定的な性別役割分担意識にとらわれることがない男女共同参画社会の構築が求められます。

施策の方向 2 子どもたちの心に育てる人権意識

【現状と課題】

男女平等を含めた人権の意識は、幼い頃から、その時々の子どもの社会の枠組みや本人が置かれている環境等の影響を受けながら徐々に形成されます。幼い頃に男女共同参画の意識が根付くことは、男女共同参画社会の実現に向けた大きな第一歩となります。

市では、市内小中学校において、人権教育と年間指導計画の中に「男女相互理解・相互協力」を位置づけ、道徳や特別活動の授業を実施しています。また、性に関する正しい知識の普及啓発に努めています。

男女平等を含めた人権の意識を育てる視点を取り入れた教育を進め、子どもの頃から男女平等・男女共同参画の意識を根付かせるような働きかけを行います。また、子どもの成長に合わせて、性に関する正しい理解と知識を習得する教育を推進します。

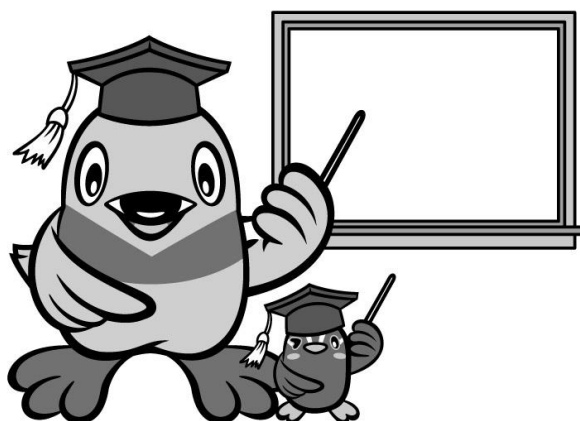
アンケート調査に見る学校教育の「平等感」

平成 30 年調査（三郷市市民意識調査）の「学校教育」における男女の地位の平等感は、「平等になっている」22.6%、「平等になっていない」13.7%、「どちらともいえない」21.7%、「わからない」33.9%ですが、平成 26 年調査（男女共同参画に関する意識実態調査）と比べ、「平等になっている」がやや減っています。

男女の地位についての平等感(学校教育の場で)

単位: %

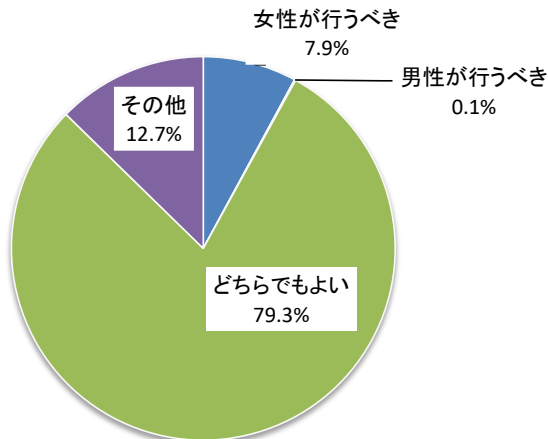
	平等になっている	平等になっていない	どちらともいえない	わからない	無回答
平成30年調査 (回答者数944)	22.6	13.7	21.7	33.9	8.2
平成26年調査 (回答者数483)	26.5	14.1	20.1	33.3	6.0



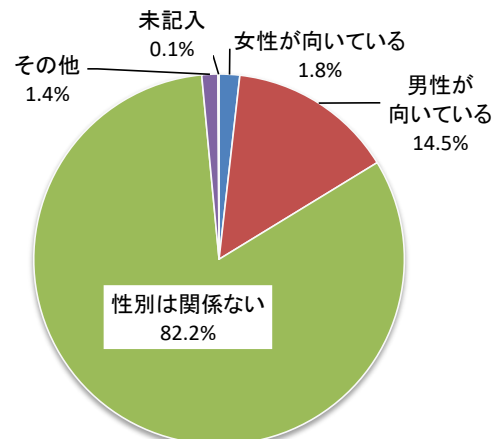
中学生の男女共同参画チェックシート

中学1年生を対象に実施した男女共同参画チェックシートについて、令和元年度は次のような結果となっています。男女の固定的役割分担意識は見られませんが、ワーク・ライフ・バランスなど、教育分野においては、男女共同参画をわかりやすいものとして取り入れることが重要です。

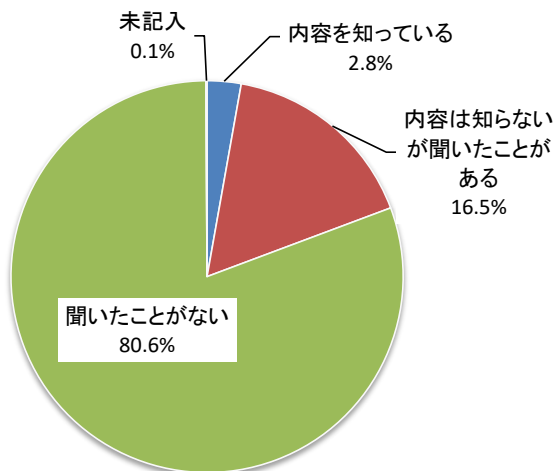
育児は、誰が行うべきだと思いますか



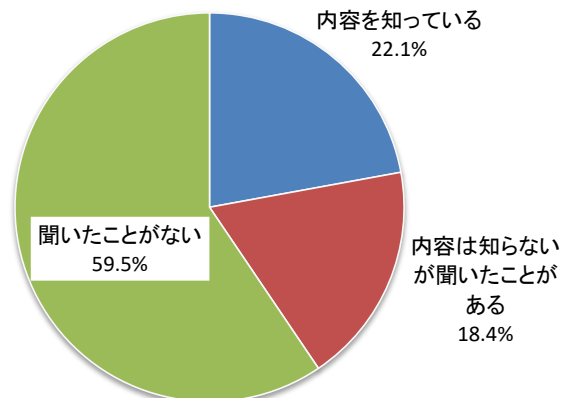
社長に向いているのは、誰だと思いますか



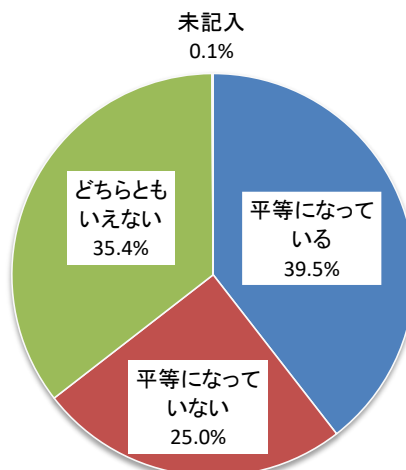
ワークライフバランスという言葉を知っていますか



「デートDV」という言葉を知っていますか



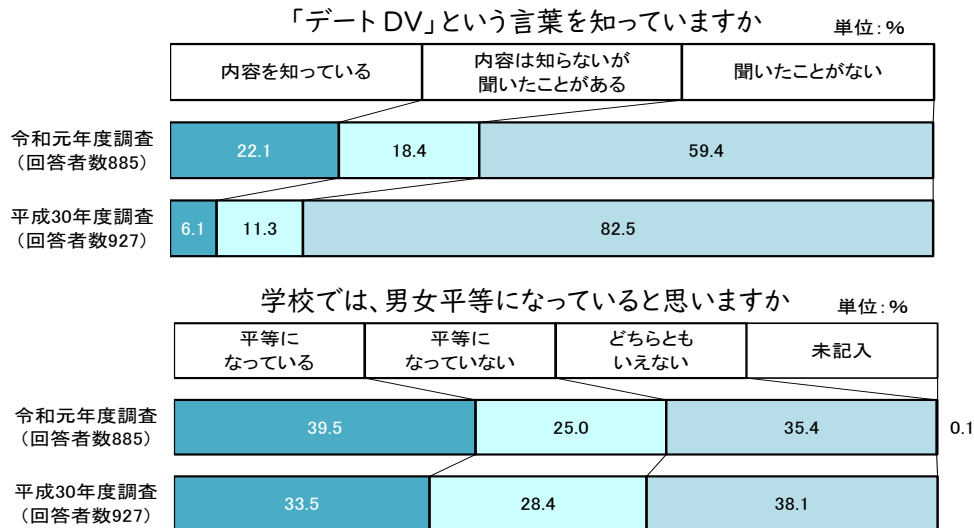
学校では、男女平等になっていると思いますか



中学生の男女共同参画チェックシート

「デートDV」という言葉について、令和元年度調査では「内容を知っている」22.1%、「内容は知らないが聞いたことがある」18.4%であり、平成30年度調査の各8.1%、11.3%から増加しています。

学校では、男女平等になっていると思うかについて、「平等になっている」は令和元年度調査39.5%と平成30年度調査の33.5%から増加しています。



【施策① 教育・保育の場における男女共同参画の推進】

子どもたちが個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育・保育の充実を図るとともに、家庭や地域における各種教育・学習機会の充実を図ります。

No.	取り組み	内 容	所管課等
8	人権を尊重する教育の推進	男女相互理解・相互協力等の男女平等、男女共同参画等に関することや、自分も他人(相手)も大切にできるようになるような教育の推進を図ります。	指導課 青少年課 生涯学習課
9	教職員・保育士に対する研修の充実	教職員・保育士に対する研修の充実に努め、教育者としての人権意識の向上を図ります。	指導課 すこやか課
10	男女共同参画の視点に立った学校運営	男女共同参画の視点を踏まえた生徒指導・進路指導等の学校運営を行います。	指導課
11	保護者への意識啓発	学校公開や運動会を土・日曜日に開催し、男性の学校教育への参画を図るとともに、「親の学習」講座等を活用し、意識の共有・啓発を図ります。	指導課 青少年課 生涯学習課

【施策② 性及び自己を尊重するための教育】

男女が互いの性を理解・尊重できるよう、発達段階に応じた性に対する正しい理解と意識を持てるよう教育を行います。

No.	取り組み	内 容	所管課等
12	学校教育における性に関する適切な教育の推進	互いの性について尊重し合えるように、男女の性差、個の違い等を知ることができる教育を推進します。 また、保健指導として、児童・生徒だけでなく保護者も学ぶことができる機会をつくります。	指導課
13	エイズ・性感染症予防のための啓発	男女が互いの性を理解・尊重し、性に関して適切な意思決定や行動選択を行うことができるよう、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	指導課
14	性の多様性への理解の促進	啓発用冊子の配布や講座の開催など、性の多様性についての理解を促進します。	指導課

施策の方向 1 数値目標

評価指標	現状値	目標値 (令和7年度)	根拠データ
男女平等についての意識 (学校教育の場では「平等になっている」と答えた人の割合)	22.6%	50.0% 以上	第17回 三郷市市民意識調査

コラム

【性の多様性】

性には、生物学的な身体の性のほか、どちらの性に恋愛感情が向くか、「好きになる性」と言うこともある性的指向、自分の性をどう認識しているか、「心の性」と言うこともある性自認など、様々な要素からなると考えられます。性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとって、「SOGI」という言葉が用いられることもあります。

好きになる性も表現したい性も人それぞれに違います。同性を好きになったり、自分の心の性と身体の性が一致しなかったり、性のあり方は一人ひとり異なっており、多様な性のあり方を認識し、理解し、受容することが必要です。同性が好きの人や自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことを性的マイノリティということもあり、例えば、「身体の性と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンにあてはまらない場合を LGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー) と表現することがあります。

基本目標2 ^{みんな}男女が共にいきいき暮らせるまちづくり

行政や企業、団体等、社会のあらゆる政策・方針決定過程の場への女性の参画を促進します。職場においては、男女間の較差の解消や労働条件の改善など企業の取り組みを促進します。また、ワーク・ライフ・バランスに向けた取り組み、男女がともに家事や育児、介護に参画できるような環境づくりを推進します。

施策の方向1 ^{みんな}男女の意見を反映させた政策・方針づくり

【現状と課題】

政策・方針決定の過程に男女が共に参画し、さまざまな意見を反映させることは、男女共同参画社会の実現のために大変重要なことです。

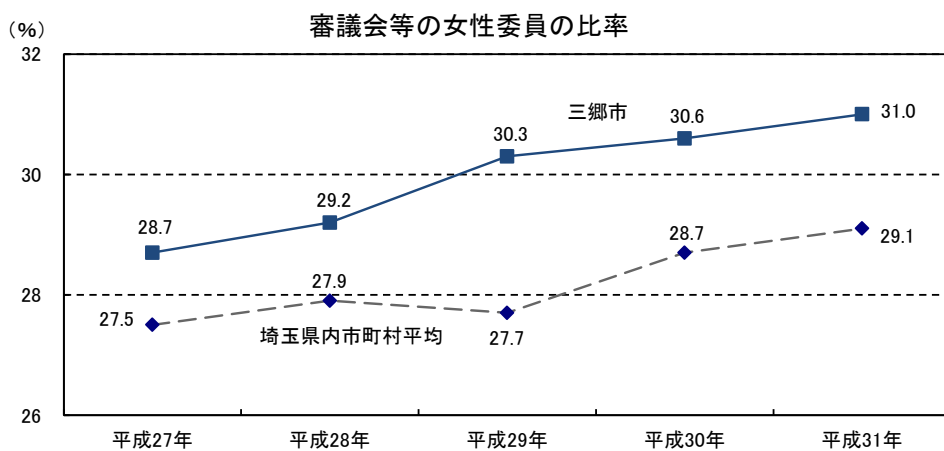
本市における政策・方針決定の場への参画状況をみると、令和2年4月1日現在の審議会等への女性委員の登用比率は33.9%であり、数値は右肩上がりに目標へ近づいています。また、市役所職員の係長職中の女性の割合は27.7%で、第4次みさと男女共同参画プラン策定時(平成27年4月1日現在:26.3%)と比べると数値が上昇しています。

性別にとらわれない多様な生き方を認め合うまちづくりには、市政に関わる審議会等において男女のバランスのよい参画が必要です。現状では、全体として男性の比率が高いため、審議会・委員会等への女性の参画を推進します。

また、市自らが女性登用の推進に向け策定した「特定事業主行動計画」を推進します。企業や地域活動の中で女性が方針決定に参画できるよう、啓発活動等の働きかけを行います。

データに見る女性委員の比率

本市では直近の5年間、審議会等の女性委員の登用率はほぼ30%強で推移し、常に県内市町村平均を上回っています。



資料: 埼玉県男女共同参画に関する年次報告

【施策① 審議会等への女性の積極的な登用】

審議会等において女性の参画が図られるよう、幅広く人材の発掘に努め、女性委員の登用を積極的に進めます。

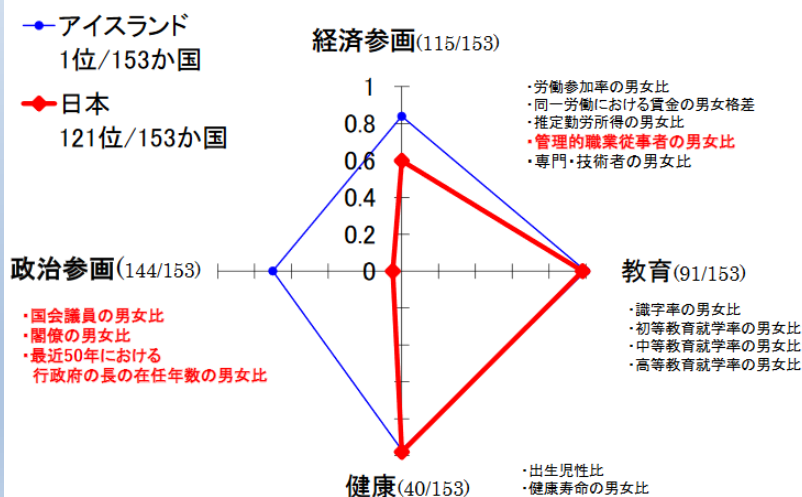
No.	取り組み	内 容	所管課等
15	審議会等の女性委員参画の推進	審議会等への女性の登用率の目標である「37.0%」を達成できるよう、各審議会等の所管課に対して女性委員参画推進についての協力要請を行います。特に委員の改選時期にはタイミングを逃さずに働きかけを行います。	人権・男女共同参画課
16	女性委員ゼロの審議会等への働きかけ	審議会等への女性の登用率の目標である「37.0%」を達成できるよう、委員の男女構成比の偏りによる集団におけるジェンダー・ギャップを無くして男女共同参画社会の実現をめざすため、女性の比率の低い審議会等の所管課に対して女性委員参画推進についての協力要請を行います。	
17	「特定事業主行動計画」の実施状況の公表	女性活躍推進法に基づく本市の「特定事業主行動計画」について、女性職員の管理職登用など、定期的な実施状況を公表していきます。	人事課 人権・男女共同参画課

コラム

【 ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 】

ジェンダー・ギャップとは、ジェンダー・ギャップ／男女に求められる性役割の違いにより生じる格差のことをいいます。「世界経済フォーラム」(ダボス会議)が、男女間の格差を、健康、教育、政治、経済の4分野の指標を用いて測定し、毎年公表しています。指数は、0が男女の完全不平等、1が完全平等を示します。日本は、153か国中121位で前回より順位を下げています。

ジェンダー・ギャップ指数 2020 : 153か国中 121位



順位	国名	値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.82
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
19	カナダ	0.772
21	英国	0.767
53	アメリカ	0.724
76	イタリア	0.707
81	ロシア	0.706
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
120	アラブ首長国連邦	0.655
121	日本	0.652
122	クウェート	0.650

(備考1) 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」(2019年12月)より作成
(備考2) スコアが低い項目は赤字で記載

内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する最近の動向」より

【施策② 女性職員の意識・能力向上の促進】

女性職員の管理職への意識や能力を高めるような人材育成を図り、能力に応じた女性職員の職域拡大や管理職への登用を促進します。

No.	取り組み	内 容	所管課等
18	「職員男女共同参画研修会」の実施	市の係長職への女性の登用率の目標である「35.0%」を達成できるよう、正しい理解を深め、広く職員の意識高揚を図り、市民サービスにつなげるための「職員研修会」を開催します。	人事課 人権・男女共同参画課
19	管理職等への女性職員の登用の推進	女性職員の管理職等への登用を推進し、市政に関する政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、管理職等への登用の前提となる主任職や主査・係長職試験の受験勧奨を行うとともに、管理職への昇任者の決定方法として「選考」によるしくみを継続します。	人事課
20	女性職員の各種研修機関等への派遣の推進	「市町村アカデミー」や「彩の国さいたま人づくり広域連合」にて開催される研修に、職員の適性に応じて女性職員を派遣します。 また、女性職員のみを対象とした「女性のためのキャリアデザイン」等へも公募のうえ派遣を行う等、積極的に研修の受講機会を設けていきます。	人事課

施策の方向 1 数値目標

評価指標	現状値	目標値 (令和7年度)	根拠データ
市の審議会等の 女性委員の比率	33.9% (令和2年4月1日現在)	37.0%	実績
市職員の係長職中の 女性の(登用)比率	27.7% (令和2年4月1日現在)	35.0%	



施策の方向 2

みんな

男女が働きやすい環境づくり

【現状と課題】

本市の就業者は、国勢調査によると平成 17 年から平成 27 年にかけて 1,434 人の減少ですが、女性就業者については 614 人の増加となっています。就業者の雇用形態については、正規の職員・従業員は男性 80.1%に対し女性 40.2%であり、女性の就業の半数以上がパート・アルバイトとなっています。

女性の年齢別就業率は、全国と同じく 25～29 歳と 45～49 歳を左右のピークとし、30～34 歳を底とするM字カーブを描いていますが、底となる結婚・出産・子育て期に当たる 30～34 歳の就業率の高まりが見られます。

平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、女性の職業生活において活躍できる環境の整備が進められているところです。

就労分野における女性の活躍推進に向けて、就労の継続や再チャレンジなどを促進し、生涯を通じてライフスタイルに合わせて働き続けられるよう支援する必要があります。

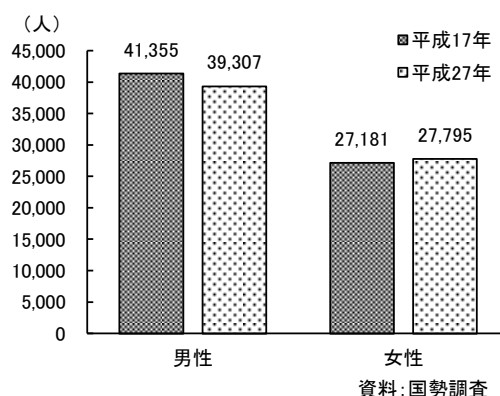
雇用の場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、企業への啓発に努めるとともに、各種ハラスメント防止対策など働きやすい職場環境の整備を促進します。

データに見る女性の就業

●就業者数

平成 17 年から平成 27 年の 10 年間に
いて、男女の就業者は男性が 2,048 人の減
少に対し、女性は 614 人の増加となってい
ます。

男女別就業者数の推移

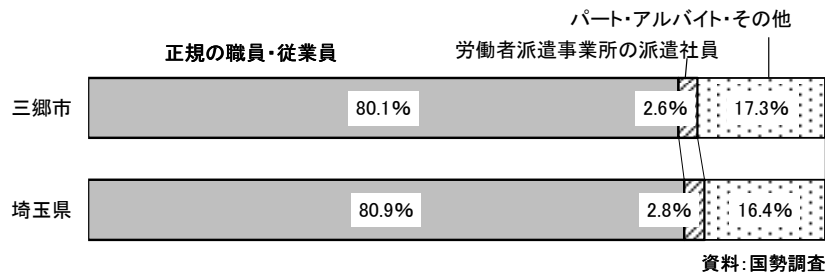


データに見る女性の就業

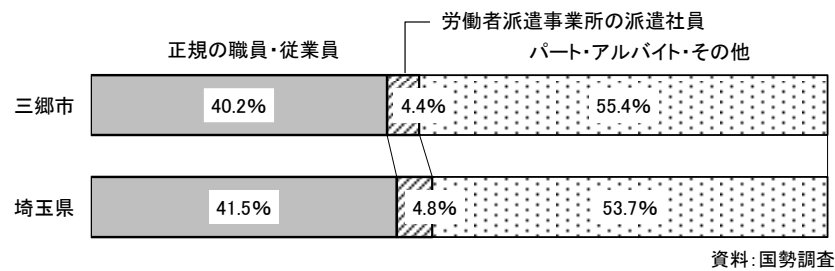
●雇用形態

本市の就業者の雇用形態は、平成 27 年正規の職員・従業員は男性 80.1%、女性 40.2%です。県と比べ、女性の正規の職員・従業員の割合がやや少なく、パート・アルバイト等がやや多くなっています。

男性の雇用状況の比較（平成 27 年）



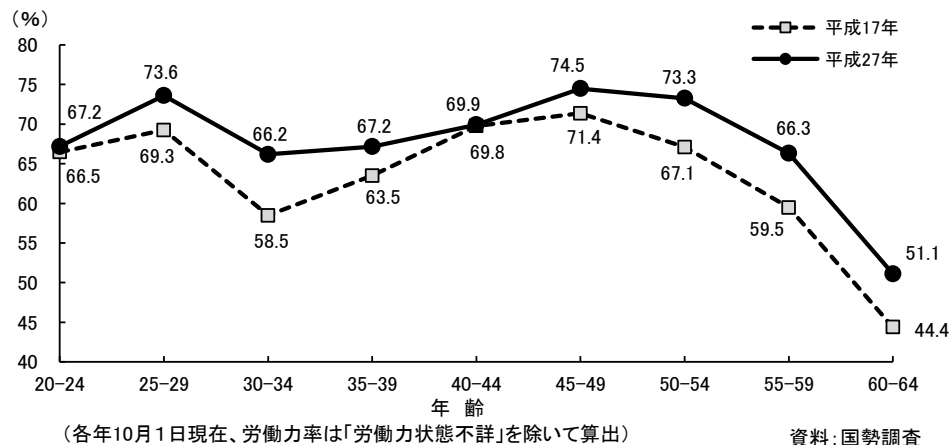
女性の雇用状況の比較（平成 27 年）



●女性の就業率

女性の年齢階級別就業率について、平成 17 年と平成 27 年を比較すると、結婚・出産・子育て期に当たる 20 歳代後半から 30~34 歳を底とするM字カーブは就業率の高まりによりゆるやかなカーブに変わってきています。また、子育ての一段落しつつある 45 歳以上のいずれの年代も就業率が高まっています。

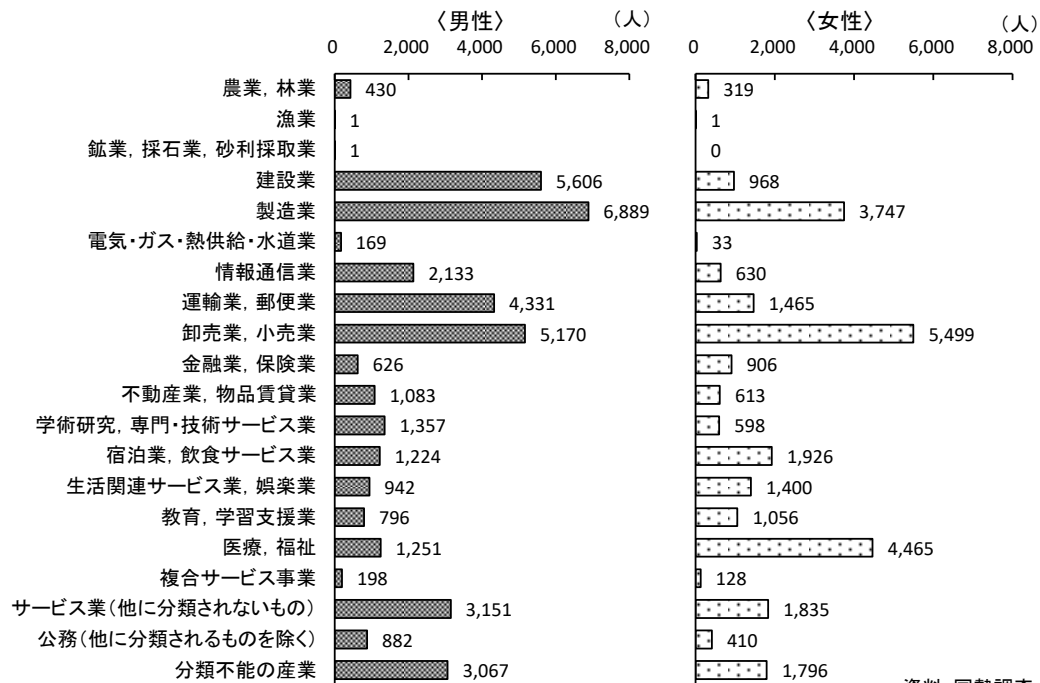
女性の就業率の推移



●産業別就業者

産業別就業者で女性が男性を上回るのは、卸売業・小売業をはじめ、医療・福祉、宿泊業、サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育学習支援業、金融保険業となっています。

産業大分類別 15 歳以上就業者数(平成 27 年)



アンケート調査に見る職場での「平等感」

平成 30 年調査(三郷市市民意識調査)の「職場」における男女の地位の平等感は、「平等になっている」16.7%、「平等になっていない」33.8%、「どちらともいえない」25.6%、「わからない」15.4%ですが、平成 26 年調査(男女共同参画に関する意識実態調査)と比べ、「平等になっている」は、ほとんど変わらず、「平等になっていない」は減っていますが、その分「どちらともいえない」が増えています。

男女の地位についての平等感(職場で)

	平等になっている	平等になっていない	どちらともいえない	わからない	無回答
平成30年調査 (回答者数944)	16.7	33.8	25.6	15.9	7.9
平成26年調査 (回答者数483)	16.4	43.7	20.9	14.5	4.6

単位: %

【施策① 雇用機会の創出と働きやすい職場づくり】

あらゆる職場で男女がともに雇用の均等な機会や待遇を得て能力を活かせるよう、事業者に助成制度や労働条件の向上に関する情報を提供して啓発に努めます。

NO.	取り組み	内 容	所管課等
21	労働関係法規等の周知・啓発	労働に関する幅広い情報提供を、ポスターの掲示やリーフレット等の設置によって行い、男女雇用機会均等法を企業に浸透させるなど、雇用に関する意識の向上を図ります。また、女性活躍推進法の趣旨を幅広く周知します。 また、「労働相談」として、職場の労働問題や社会保険の取り扱い等の相談に関する指導・助言を行います。	商工観光課
22	雇用機会の創出	企業の人材確保と求職者の支援を目的として、ハローワーク草加・三郷市商工会との共催による合同企業面接会を開催します。	商工観光課
23	企業担当者向け啓発活動の推進	企業に「男女が働きやすい職場づくり」を推進してもらうため、企業担当者に向けて、育児・介護休業、短時間勤務、フレックスタイム、テレワークなど、新しい生活様式に向けた多様な働き方の情報提供を行います。	人権・男女共同参画課 商工観光課
24	職場におけるハラスメント、差別的慣行防止のための周知・啓発	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた情報を掲載したポスターの掲示やリーフレット等の設置によって、周知に努めます。 また、「三郷市立小中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」に基づいてセクシュアル・ハラスメントを防止・排除し、関連する問題が生じた場合には適切に対応していきます。 市においては、「ハラスメントの防止等に関する規則」に基づき「ハラスメント相談」等を実施し、職員間のセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の防止等に努めます。	商工観光課 学務課 人事課 人権・男女共同参画課

【施策② 女性のチャレンジ支援】

結婚や育児等により離職した女性が希望に応じて再就業できるよう、知識の習得や意識の向上のための講座等の情報を提供して参加を促進する一方、起業等の新たな分野に挑戦する女性の支援を図ります。

No.	取り組み	内 容	所管課等
25	就労に向けた技術習得機会の情報提供	埼玉労働局（ハローワーク草加）が主催する「就職支援セミナー」の開催を支援することで、就労希望者の支援を行います。また、県ウーマノミクス課との協働事業で、結婚や出産・育児で一度離職した女性が再就職するための支援を行うセミナーを実施し、必要な情報の提供や指導・助言を行います。	商工観光課 人権・男女共同参画課
26	多様なニーズへ対応可能な相談体制づくり	＜「就職の悩み相談」＞ 就職するにあたり、就労希望者が抱えている悩みについての指導・助言を行うとともに、事業の周知の強化を図ります。 ＜『三郷市ふるさとハローワーク』との連携＞ 『三郷市ふるさとハローワーク』と連携を図り、求人・求職等の情報提供を行い、就労希望者の支援を行います。 ＜「内職相談」＞ 内職を希望する人と内職をしてほしい企業相互の相談・紹介・あっせんを行います。	商工観光課
27	就業情報の充実	意欲のある人が働くことができるよう、能力を発揮できる環境づくりを支援するとともに、就業に関する情報提供の充実に努めます。	商工観光課
28	女性活躍情報の提供	様々な分野で活躍したい女性に対し、各支援機関の講座やイベントの情報、個人・団体等の活躍事例などについて情報提供を図ります。	人権・男女共同参画課



施策の方向2 数値目標

評価指標	現状値	目標値 (令和7年度)	根拠データ
男女平等についての意識 (職場では「平等になっている」と答えた人の割合)	16.7%	30%	第17回 三郷市市民意識調査

コラム

【「ハラスメント」について】

ハラスメントとは、いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」をいいます。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。いくつかのハラスメントをあげます。

セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為をいいます。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれます。

マタニティハラスメント

妊娠・出産・育児などを理由とする解雇、雇い止め、降格などの不利益な取扱いを行うことです。

パワーハラスメント

職場などの力を背景として本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させたり、雇用不安を与えたりすることです。



施策の方向 3

仕事と家庭生活を両立する環境づくり

【現状と課題】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた生活は、一人ひとりの健康を維持し、生涯を通じて育児、介護等家庭生活への関わりや地域活動への参加を可能にするなど社会的責任を果たすとともに、家族と安心して豊かに生活していく上で重要なことです。

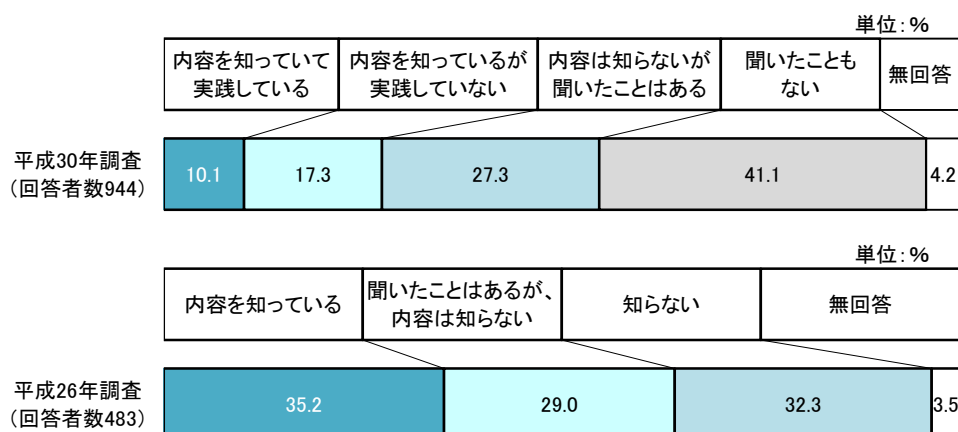
本市ではワーク・ライフ・バランスの周知・啓発に努めていますが、アンケート調査によると「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の内容を知っている人は 27.4%と前回調査の 35.2%を下回ります。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、就業を希望する男女が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けることができるよう、子育て支援、介護支援の充実が必要です。このため、育児休業制度や介護休業制度について、企業への普及を図るとともに、利用しやすい環境づくりに努めていく必要があります。また、その能力を十分に発揮することができるよう、多様で柔軟な働き方の実現が課題となっています。

アンケート調査に見る「ワーク・ライフ・バランス」の認知度

男女共同参画に関する用語「ワーク・ライフ・バランス」の認知度に関連して、平成 30 年調査（三郷市市民意識調査）では「内容を知っていて実践している」10.1%、「内容を知っているが実践していない」17.3%、「内容は知らないが聞いたことはある」27.3%、「聞いたこともない」41.1%となっています。平成 26 年調査（男女共同参画に関する意識実態調査）とは選択肢が異なりますが、「内容を知っている」は平成 30 年調査が 27.4%、平成 26 年調査は 35.2%と認知度は下がっています。

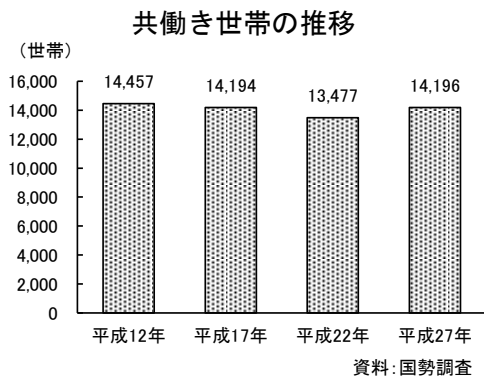
ワーク・ライフ・バランスの認知度



データに見る共働き世帯等

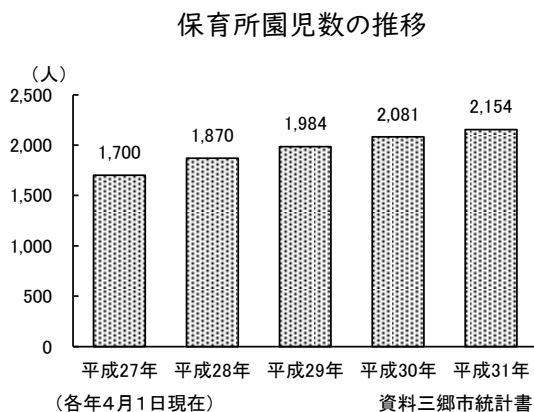
●共働き世帯

共働き世帯は平成12年から平成22年まで減少を続けていましたが、平成27年には、増加に転じています。



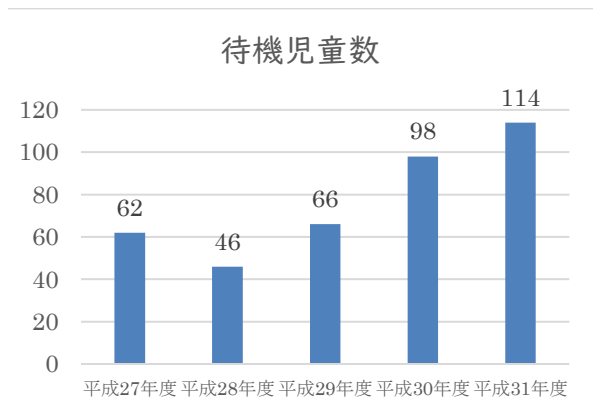
●保育所園児数

保育所園児数は増加が続いています。



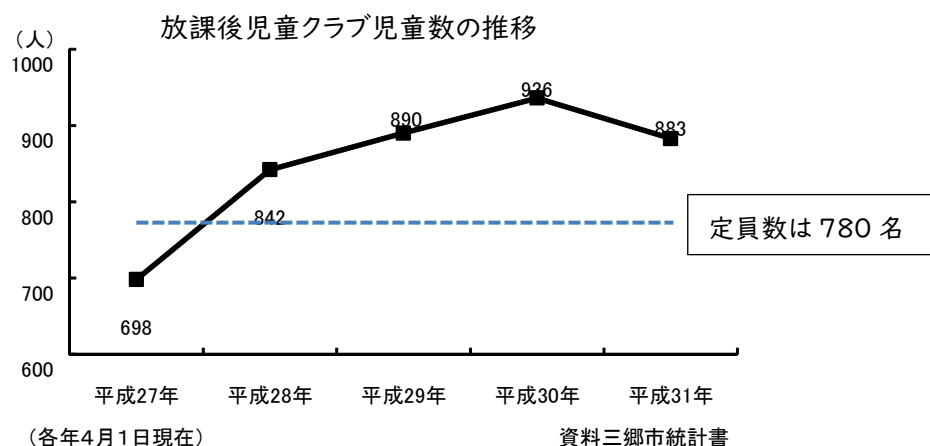
●保育所待機児童数

平成28年度以降増加が続いています。



●放課後児童クラブ

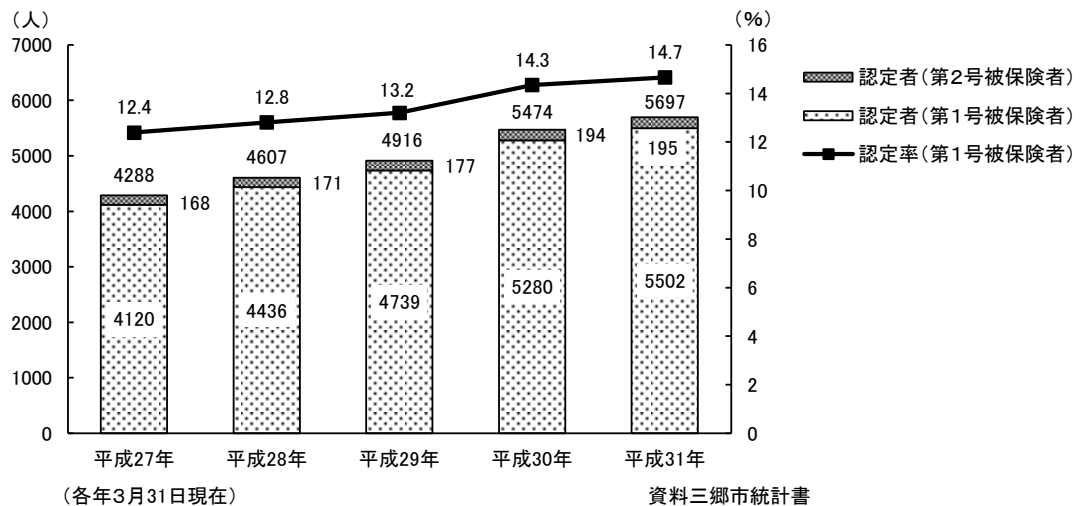
放課後児童クラブの児童数は、平成28年度以降、増加傾向にあります。



●要介護・要支援

要介護・要支援の認定者及び認定率の増加が続いています。

要介護・要支援認定者の推移



コラム

【「ワーク・ライフ・バランス」について】

誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開し、両立できる状態のことをいいます。国では、平成 19(2007)年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しています。仕事と生活の調和の実現に向けて、特に重要な課題として、長時間労働を当然視する男性中心型労働慣行や、固定的な性別役割分担意識を背景とした家事や育児、介護の多くを女性が担っている実態をあげることができます。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、男性の家事や子育てへの参画促進など、人生 100 年時代の到来に向けて、若い時から仕事と生活の調和を図ることが求められます。

【施策① ワーク・ライフ・バランス推進のための支援】

仕事と家庭生活、地域活動が両立でき、いきいきとした毎日を送れるよう、市民一人ひとりへの働きかけと企業の積極的な取り組みへの支援に努めます。

No.	取り組み	内 容	所管課等
29	ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスに関するリーフレットの設置や市ホームページ等による情報提供により、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、相談機関やイベントの情報収集等ができるよう努めます。	商工観光課 人権・男女共同参画課
30	育児休業・介護休業制度の普及の啓発	男女雇用機会均等法、育児休業制度、介護休業制度等についての情報を掲載したポスターの掲示やリーフレット等の設置によって、誰でも情報を収集できるよう努めます。	
31	先導的企業の取り組みの普及	ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方へ企業の意識の転換を促すため、ワーク・ライフ・バランスについて先導的な取り組みを進めている企業モデルの普及を図ります。	
32	市職員における育児休業・介護休暇等の制度の活用促進など	市職員における育児休業・介護休暇等制度の活用を促進するため、制度の改正があった場合に庁内通知によって制度概要と改正内容の周知を図るとともに、それらの内容を職員がいつでも確認できる状態にします。 また、出産を予定している、または出産した職員から連絡があった際は、産前産後休暇、育児休業等の詳細をわかりやすく伝えます。	人事課



【施策② 地域で支える子育ての環境づくり】

共働き家庭にとって、子育て環境の充実是不可欠ですが、現実的には、子育て・介護・家事労働などの多くは女性が担っている状況にあります。男女が共に育児をしながら無理なく働き続けることが出来るよう、今後とも保育サービスや放課後児童クラブの充実をはじめ、地域全体で子育てを支える環境づくりに取り組みます。

	取り組み	内 容	所管課等
33	保育所等の施設における多様な保育サービスの充実	保護者の就業形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、延長保育の推進、病児・病後児保育、送迎保育の実施、認定こども園への運営支援、休日保育の実施の検討等、保育サービスを充実させます。 また、在宅で子育てをしている保護者のリフレッシュを図るため、一時保育事業（「リフレッシュ保育」）を実施します。	すこやか課
34	放課後児童クラブの充実	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る放課後児童クラブを充実させます。	教育総務課
35	地域の子育て環境の整備と支援体制の充実	助産師が生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、お祝いの品や地域の子育て情報の提供、子育てに関する相談を行います。 「地域子育て支援拠点事業」として、主に乳幼児（0～3 歳）を持つ子育て中の親と子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で子育ての悩み等を語り合い交流を図る場を提供します。 公立保育所の園庭開放を実施し、地域に開かれた保育所づくりとして、地域の保育所や幼稚園に通っていない親子にも遊び場を提供します。 放課後に、安全・安心な子どもの活動拠点（「放課後子ども教室」）を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。 「ファミリー・サポート・センター事業」では、子育ての援助を受けたい方と援助のできる方を会員登録し、一時的に子どもの保育ができない方の支援をしています。	健康推進課 子ども支援課 すこやか課 生涯学習課

	取り組み	内 容	所管課等
36	子育てに関する 情報提供と相談 の充実	「子育て支援総合窓口」として子育てに関する相談を受け付け、担当部署につなげます。また、『広報みさと』や市ホームページ、ツイッター等の電子媒体を利用し、子育て情報の発信を行います。 市民ニーズの高い保育士による専門相談を実施します。 妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談窓口として、子育て支援ステーションほほえみ（子育て世代包括支援センター）において、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談・支援を行います。また、支援が必要な妊産婦等に対し、関係機関と連携し適切な支援につなげます。 妊娠から出産、就学前までの子育てに関する制度や情報を掲載した冊子（『「にこにこ」子育て応援ガイド』、“イクメン版”を合冊）を設置するとともに、妊娠時等に配布します。 児童生徒の不安や悩みを解消することを目的として、「教育相談窓口」を設置します。また、市内全中学校（8校）に「さわやか相談員」とスクールカウンセラーを配置し、それぞれ児童生徒の身近な相談員、専門家として業務に当たります。	子ども支援課 すこやか課 指導課

【施策③ 介護支援施策の充実】

家族等に介護が必要な状況になっても、仕事など自らの活動との両立を図ることができるよう、ニーズに応じた介護サービスの充実を図るとともに、地域の生活支援体制の整備を図ります。

No.	取り組み	内 容	所管課等
37	地域包括ケア体制の整備	介護サービスの充実と、地域における包括的なケア体制を整備し、介護者の負担軽減を図ります。	長寿いきがい課
38	相談窓口の周知と相談体制の充実	地域包括支援センター等相談窓口の周知とともに、相談体制の充実を図ります。	長寿いきがい課

【施策④ 男性の家事・育児・介護参画の促進】

家庭生活において、固定的な性別役割分担意識（P17 参照）にとらわれることなく男女が共に責任を担えるよう、啓発や情報提供を行うとともに、男性の家事・育児・介護への参画を促進します。

No.	取り組み	内 容	所管課等
39	男女が共に家事・育児・介護を担うための実践的講座の実施	「ハローベビー教室」を実施し、産前産後の健康管理や妊娠・分娩の経過、新生児の育児について妊婦とその夫等に講義や実習、妊娠の疑似体験等をとおして伝え、夫婦が子育てや家事を共に行うことができるように意識づけを行います。 また、介護に関する学習機会の提供や、各種介護サービスの情報提供を行います。	健康推進課 長寿いきがい課 介護保険課
40	父親向けプログラムの充実	主に乳幼児(0～3歳)を対象とした親子参加型のものとして専門の知識を持った講師に依頼し、手遊びや親子で身体を動かしたり読み聞かせ等を行ったりして親子の交流を図る「親子講座」を土曜日に開催し、父親の参加を促していきます。	子ども支援課

施策の方向3 数値目標

評価指標	現状値	目標値 (令和7年度)	根拠データ
男女共同参画に関する言葉「ワーク・ライフ・バランス」の認知度 (「内容を知っている」と答えた人の割合)	27.4%	50.0% 以上	第17回 三郷市市民意識調査
男性職員の育児休業取得率	3.7% (令和元年度実績)	15%	地方公共団体の勤務条件等に関する調査
保育所待機児童数	64人 (令和2年4月1日現在)	0人	みさと こどもにこにこプラン

基本目標3 一人ひとりを大切にできる社会づくり

市民一人ひとりが「自分も他人も、女性も男性も、お互いにかげがえのない大切な存在である」という認識を持つことが、「男女共同参画社会」の実現のための大前提になるため、暴力による人権侵害の防止、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための支援や環境の整備に積極的に取り組みます。

地域において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進するとともに、地域活動の中で男女がともにその担い手となれるよう男女共同参画を促進します。

施策の方向1 配偶者等からの暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものです。その被害者の多くは女性であり、女性の尊厳を傷つける行為です。また、DVが起きている家庭では、子どもの見ている前で夫婦間での暴力が振るわれることがあります(面前DV)、暴力を目の当たりにすることで、子どもに心理的悪影響を与えることになり、児童虐待にあたります。

DVは、犯罪となる行為を含むとともに、「男女共同参画社会」を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。特に配偶者・パートナーからの暴力は、外部からの発見が困難であることや、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえられやすく、その被害が潜在化しやすいという傾向があります。また、近年はいわゆる「デートDV」といわれる若年層の恋人同士など、親密な関係にある二人の間での暴力が問題となっており、多くの若年層に向けた啓発も必要です。

配偶者等からの暴力は、法の整備が進んだことで社会的な問題として認識されるようになってきました。しかし、アンケート調査では、暴力行為を受けた経験がある人の約7割は「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」としており、相談した人は3割にとどまっています。また、相談先では「家族・親戚」「友人・知人」がほとんどであり、公的な相談窓口の利用が少ないという現状です。

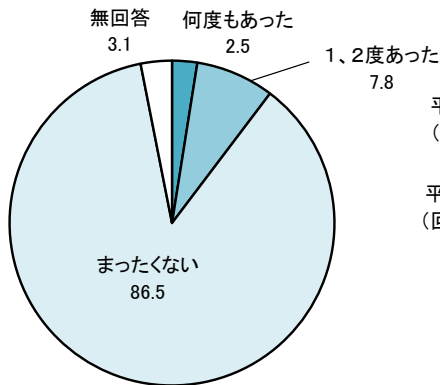
市では、リーフレットの配布やパネル展示、市内学校での講座などにより、啓発活動に努める一方、DV相談窓口の周知や女性ケースワーカーによる被害者の自立支援などに取り組んでいます。

今後、令和2(2020)年に開始された配偶者暴力相談支援センター事業の周知と関係機関との連携を強めていく必要があります。

アンケート調査に見る暴力の経験

平成30年調査（三郷市市民意識調査）では、パートナーから暴力行為を受けた経験は10.3%、約1割の人が経験しています。そのことを「相談した」人は31.6%、「相談できなかった」は21.4%となり、平成26年調査（男女共同参画に関する意識調査）と比べ、いずれも増加しています。また、相談相手の多くは「友人・知人」74.2%、「家族・親戚」71.0%ですが、平成26年調査の「友人・知人」76.9%、「家族・親戚」51.3%と比べ「家族・親戚」が少なくなっています。

【パートナーから暴力を受けた経験】

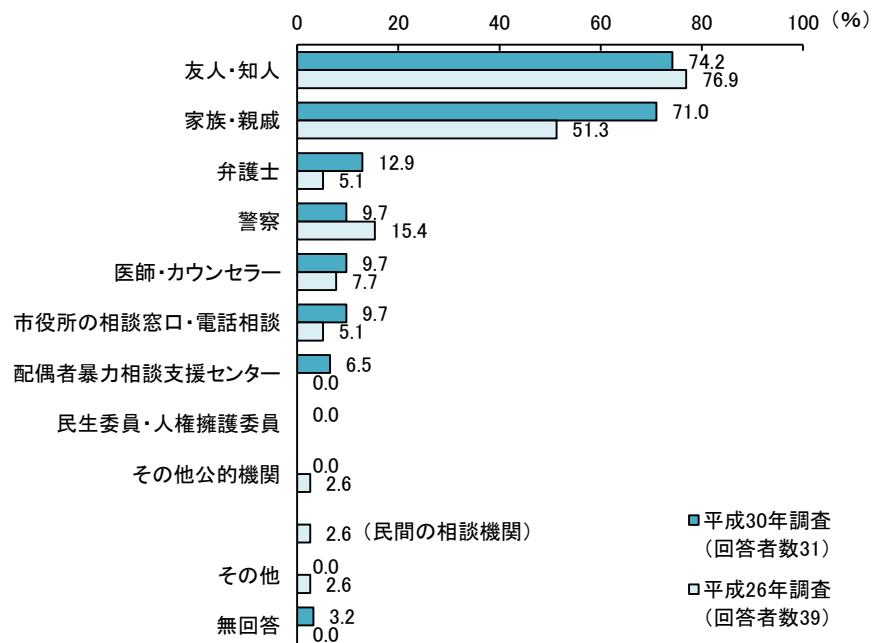


【相談したか】

単位: %

	相談した	相談できなかった	相談しようと思わなかった	無回答
平成30年調査 (回答者数98)	31.6	21.4	46.9	
平成26年調査 (回答者数140)	27.9	11.4	55.0	5.7

【相談相手】



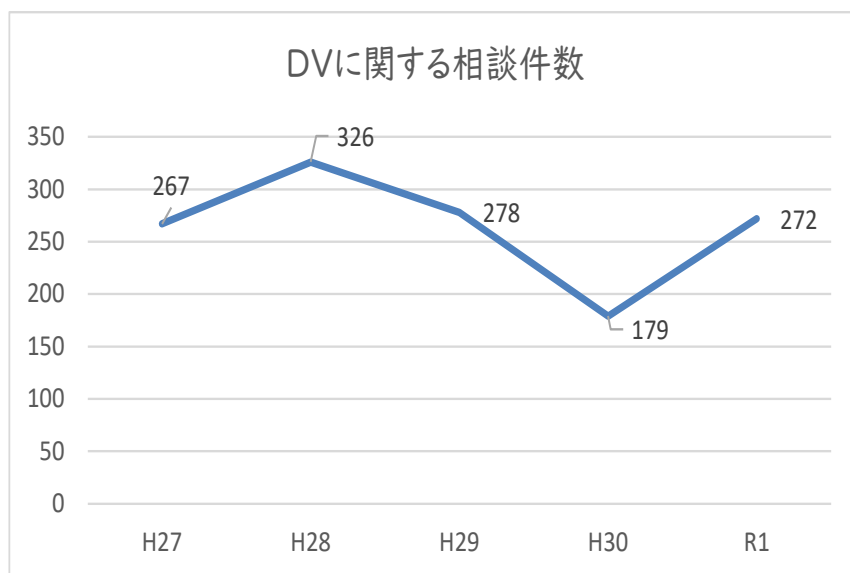
【施策① 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発】

配偶者・パートナーからの暴力を根絶するため、DV 防止に関する一層の広報や啓発、教育の充実を図ります。

No.	取り組み	内 容	所管課等
41	DV 防止のための広報・情報提供	三郷中央におどりプラザ内「男女共同参画情報コーナー」において、DV やデートDV、児童虐待防止などに関する情報提供の充実を図ります。	人権・男女共同参画課 子ども支援課
42	DV や児童虐待の防止に関する啓発活動の推進	国が定める「女性に対する暴力をなくす運動週間」（11 月 12～25 日）、児童虐待防止月間（11 月）に合わせて、オレンジリボン・パープルリボン展などの啓発活動を実施します。	人権・男女共同参画課 子ども支援課
43	デートDV防止に向けた教育の推進	教育部門と連携し、若年層に向けたデート DV 防止についての意識啓発に努めます。	指導課 人権・男女共同参画課

データに見る DV 相談件数

相談件数の増減はありますが、最近の 5 年間のうち 4 年間は相談件数が 250 件を超えています。



【施策② 相談体制の強化】

DV被害者が潜在化しないよう、配偶者暴力相談支援センターを核に相談のネットワーク化を図り、被害者自身の安全と生活の安定へ向けた相談体制の充実を図ります。また、相談や支援に関わる相談員の資質向上を図ります。

No.	取り組み	内 容	所管課等
44	ワンストップ相談機能の充実	令和2年度に開始された DV 被害に関するワンストップ相談窓口である「配偶者暴力相談支援センター」の周知と利用しやすい相談窓口としての機能の充実を図ります。	人権・男女共同参画課
45	相談窓口や各種制度の情報提供	関係機関との連携を図って相談のネットワーク化を進め、庁内外を問わず相談者のニーズに合った窓口を紹介し、またそれぞれの窓口の情報の提供に努めます。	人権・男女共同参画課 ふくし総合相談室
46	安全確保のための相談業務の充実	女性が抱えるさまざまな悩みへの支援として女性相談員による「女性相談」、専門家による法律相談や司法書士相談を実施します。 男女共同参画社会づくりに関する市の施策や、男女共同参画社会づくりの推進を妨げると認められる事案に対する苦情について、市民、事業者、市民団体、教育に携わる人からの申し出を適切・迅速に処理することを目的として、「男女共同参画苦情処理」を実施します。	人権・男女共同参画課 広聴室
47	関係機関の連携強化	近隣5市1町（三郷市、草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町）での関係機関の連携を強化します。 DV被害者の広域的な支援のため、「東南部地域ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会」を設置し、警察、児童相談所、教育事務所、法務局等と広く連携して、さまざまな状況に対応できる体制づくりに努めます。 また、「女性相談」相談員による相談情報の共有化を図ることで地域の女性相談の質の向上と相談者への円滑な対応を行うため、「女性相談ネットワーク会議」を開催します。	人権・男女共同参画課



【施策③ 被害者への支援体制の充実】

DV 被害者が安心して生活を送れるよう、関係機関や民間支援団体との連携を強め、被害者の意見を尊重した安全確保と切れ目のない支援を図ります。

No.	取り組み	内 容	所管課等
48	DV に関する相談窓口の周知	DV 被害や被害者支援に関するリーフレット等を作成して相談窓口の周知に努めます。	人権・男女共同参画課
49	被害者の安全確保	《住民基本台帳事務における支援措置》 DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のため、現住所を加害者に知られないよう、住民基本台帳事務における支援措置を行います。	市民課
		《一時保護所までの同行支援》 DV被害者について、一時保護所（シェルター）と入所調整を行い、一時保護を行う際に支援先まで同行して支援します。	人権・男女共同参画課 子ども支援課 長寿いきがい課
50	被害者の自立支援	《一時保護入所から自立までの支援》 一時保護所に入所中の DV 被害者に適切なサービスやサポートの紹介等を行うことにより、DV被害者の心身の安定を図ります。	人権・男女共同参画課 子ども支援課 長寿いきがい課
		《自立に向けた支援の実施》 DV被害者の緊急的な救済として、一時保護所への入所に併せて生活保護の申請を受けた場合、退所した後に安定した自立生活を送れるよう、生活保護制度の継続活用や利用可能なサポートについて、支援を行います。	生活ふくし課
51	関係機関担当者間のネットワーク強化の推進	被害者への支援を全庁的に行うため「DV対策庁内連絡会議」を開催し、連携体制・ネットワークの確立・強化に努めます。	人権・男女共同参画課
52	民間支援団体との連携・協働	民間支援団体の活動・支援状況について、情報の収集および情報提供に努めます。	人権・男女共同参画課



施策の方向 1 数値目標

評価指標	現状値	目標値 (令和7年度)	根拠データ
DVを受けたときに誰かに相談した人のうち、 公的機関等に相談した人の割合	35.5%	50.0% 以上	第17回 三郷市市民意識調査

コラム

【DV(ドメスティック・バイオレンス)と児童虐待について】

「暴力」と言うと、一般的には殴る・蹴る等の“身体的暴力”をイメージすることが多いですが、DV(配偶者等からの暴力)とされる「暴力」には、大きく分けて5つの種類があります。

具体的には、身体に危害を加える「身体的暴力」、精神的にストレスを与え続ける「精神的暴力」、交友関係等を監視するなどの「社会的暴力」、相手が望まないのに性的なことを強要する「性的暴力」、金銭的な自由を奪う「経済的暴力」です。

DV が起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。子ども自身が暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうことを「面前DV」といい、子どもへの心理的虐待にあたります。



【パープルリボン】

女性に対する暴力をなくす運動のシンボルです。

【オレンジリボン】

子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

施策の方向 2 ライフステージに応じた心身の健康づくり

【現状と課題】

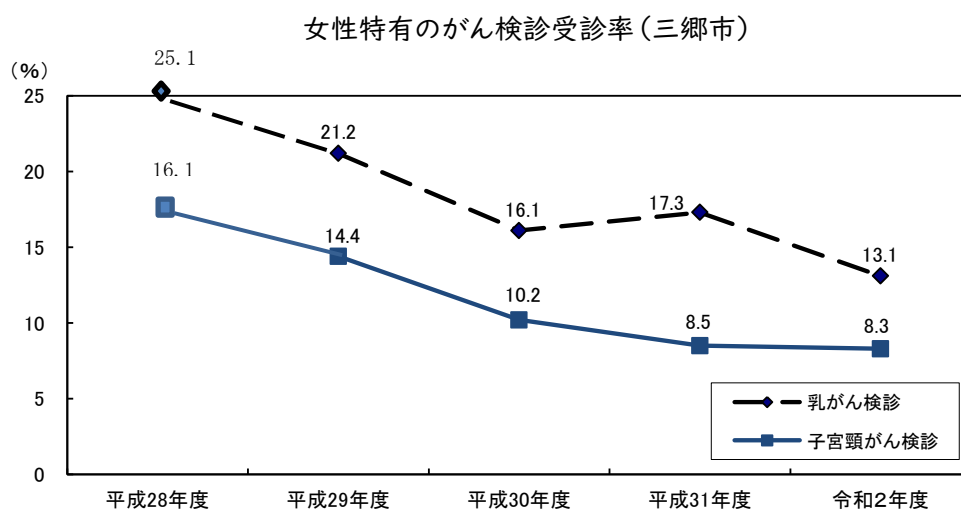
男女がお互いの性を理解・尊重し、対等な関係を築くことが重要であり、同時に、妊娠・出産・性感染症などに関する正しい知識を得ることが必要です。

特に女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。

このため、母子保健サービスをはじめ、各ライフステージに応じた健康の保持・増進に関する支援の充実を図り、適切な保健・医療サービスを利用できる環境整備を図る必要があります。また、お互いの性を尊重し合うことができるよう支援するとともに、性と生殖に関して男女が平等であるという「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）（P45参照）」に関する理解を深めることが重要です。

データに見るがん検診

乳がん検診、子宮頸がん検診いずれも受診率が減少傾向にあります。



資料：保健年報



【施策① 生涯を通じた心身の健康づくり】

健康状態やライフステージに応じた健康の保持増進への取り組みについて支援します。特に女性に関しては、妊娠期から出産、子育て期に至るまで、切れ目ない母子保健サービスの充実や生涯にわたる女性の心身の健康保持・増進に向けた知識の普及、健康診査等の充実を図ります。また、新型コロナウイルス感染症を始め、日常生活に大きな影響を及ぼす可能性がある新たな感染症に関する予防方法などの情報提供の充実を図ります。

No	取り組み	内 容	所管課等
53	健康づくりのための健康診査・保健指導の充実	30 歳代健康診査、特定健康診査の集団方式では、レディースデイを設け、女性が受診しやすい健診の充実を図ります。メタボリックシンドローム該当者には、特定保健指導を実施し、生活習慣病リスク保有者の生活習慣や健康状態の改善を目指します。	健康推進課
54	ライフステージに応じた女性の保健事業等の推進	「妊婦支援事業」や「骨粗鬆症検診事業」等、ライフステージに応じた女性対象の保健事業等を推進します。	健康推進課 子ども支援課
55	女性相談の充実	各ライフステージにおいて女性が抱える心や体に関する悩みをはじめ、困難な状況にある女性の実情に応じたきめ細やかな相談ができるよう、「女性相談」を充実させます。	人権・男女共同 参画課
56	性の健康に関する情報提供と意識啓発	性感染症の2次感染・感染拡大の予防を目的として、国・県からの啓発用パンフレット、ポスターの配布、掲示等、性感染症についての知識の普及啓発・情報提供を実施します。	健康推進課
57	女性特有疾患の予防に対する補助の実施	乳がん、子宮頸がんの早期発見をめざして、乳がん検診は市内に在住する 40 歳以上、子宮頸がん検診は 20 歳以上の女性を対象に、2年に1回検診を実施します。受診率向上のため節目の年齢の人に「検診無料クーポン券」を送付します。	
58	健康に関する情報発信	新型コロナウイルスを始めとした新たな感染症や感染予防、健康に関する情報について、市ホームページや三郷中央におどりプラザ内男女共同参画コーナー等において情報提供を行います。	健康推進課 人権・男女共同 参画課

【施策② 「性と生殖に関する健康と権利」の普及啓発】

女性の妊娠・出産における自己決定や不妊等について、正しい知識を身につけ、適切な対応を図ることができるよう、「性と生殖に関する健康と権利」について普及啓発を図ります。

No.	取り組み	内 容	所管課等
59	性と生殖に関する意識啓発	男女がともにお互いの性を尊重し合えるよう、「性と生殖に関する健康と権利」に関する概念の普及に努めます。また、若年層を対象とした講座の充実を図ります。	健康推進課 人権・男女共同 参画課
60	性と生殖に関する正しい知識の普及啓発	児童生徒や保護者、教職員に対して、性に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。	指導課

施策の方向 2 数値目標

評価指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	根拠データ
女性ががん検診の受診率 (※新算定方法に基づく)	乳がん:13.0% 子宮頸がん:8.3%	乳がん :50.0% 子宮頸がん:50.0%	保健年報
健康寿命の延伸 (65歳からの日常生活に制限のない期間の平均延伸)	女性:19.67年 男性:16.98年 (平成30年度)	女性:20.51年 男性:17.96年	埼玉県 健康寿命算出 ソフト 「健寿君」
「女性相談」の利用件数 (月平均)	7.3 件	9.0 件	実績

コラム

【「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」】

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。リプロダクティブ・ヘルスとは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることです。リプロダクティブ・ライツは、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。

このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ヘルス/ライツといいます。

平成6(1994)年、カイロで開かれた国際人口開発会議において、提唱された概念です。

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには仕事、家庭はもとより地域社会の一員としてさまざまな活動に参加していくことが重要です。しかしながら、アンケート調査では地域活動やPTA活動などにおいて「男女が平等」と感じている人は1割に過ぎません。地域においては、意思決定に関わる役職の多くが男性に偏っているなどの状況がみられているため、男女がともに参画できるよう、性別や年齢により地域での役割を固定化することのないよう配慮していくことが必要です。

また、近年発生している自然災害の教訓から、災害に対する備えのあるまちづくりに向けて、男女が協力して取り組むことの重要性が再認識されています。日頃から地域とのつながりを持つ女性は災害時の主体的な担い手であり、原動力です。そのため、防災方針における意思決定の過程において女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が求められています。

アンケート調査に見る地域活動やPTA活動などの「平等感」

平成30年調査（三郷市市民意識調査）の「地域活動やPTA活動など」における男女の地位の平等感は、「平等になっている」11.2%、「平等になっていない」27.0%、「どちらともいえない」27.0%、「わからない」27.1%ですが、平成26年調査（男女共同参画に関する意識実態調査）と比べ、「平等になっている」が減っています。

男女の地位についての平等感（地域活動やPTA活動）

単位：%

	平等になっている	平等になっていない	どちらともいえない	わからない	無回答
平成30年調査 (回答者数944)	11.2	27.0	27.0	27.1	7.6
平成26年調査 (回答者数483)	15.7	25.9	24.0	30.0	4.3



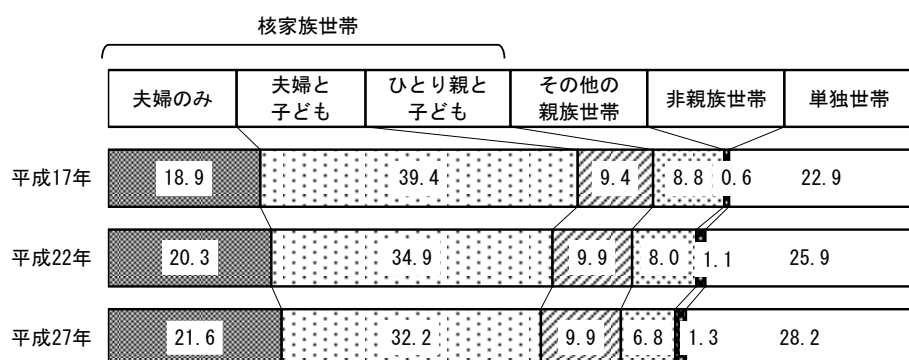
データに見る世帯構成とひとり親

●世帯構成

家族類型別にみる世帯構成比では、「夫婦のみ」「夫婦と子ども」「ひとり親と子ども」からなる各家族世帯が平成 27 年 63.7%と6割以上を占めています。

「夫婦と子ども」世帯の割合は減少しているのに対し、「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」及び「単独世帯」の割合は増加となっています。

家族類型別一般世帯構成比の推移

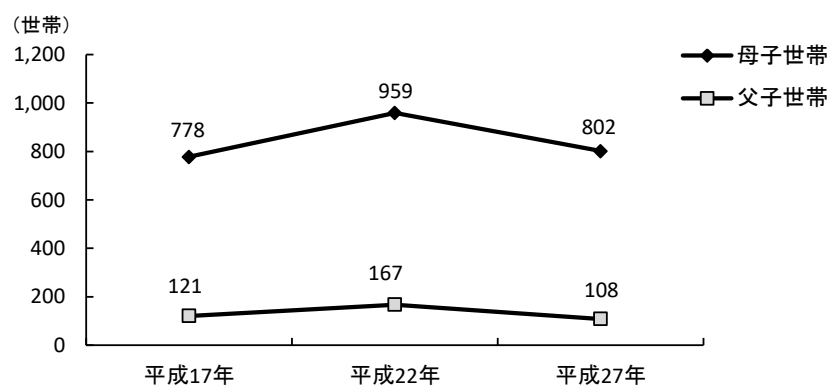


資料：国勢調査

●ひとり親家庭

20 歳未満の子どものいるひとり親家庭は、平成 27 年、母子世帯 802 世帯、父子世帯 108 世帯となっています。

ひとり親家庭の推移

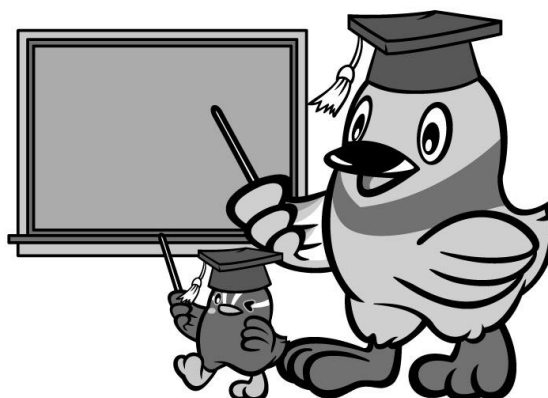


資料：国勢調査

【施策① 地域活動への男女共同参画の促進】

地域団体や市民団体等と協働して、誰もが参画しやすい地域活動を推進するとともに、男女共同参画についての理解を促進します。

No.	取り組み	内 容	所管課等
61	市民団体等との協働事業の推進	《「三郷市協働によるまちの魅力アップ事業」》 地域課題を解決するため市民等と市がお互いの得意分野を活かして対等な関係で協力し合う（協働）ことで、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とし、三郷の魅力づくりに結びつく活動を行う、もしくは活動を計画している団体を対象に経費の一部補助を行います。	市民活動支援課
		《「生涯学習協働事業」》 市民公益団体等と三郷市教育委員会が生涯学習に関わる事業で協働することにより、市民の多様な学習需要に応えます。	生涯学習課
		《「市民企画講座」》 市民の方々が、今まで培ってきた知識や情報等をいかした自由な発想で講座の企画運営を行う機会を提供します。	
		《「市民団体提案型協働委託事業」》 市内で活動する団体やグループから男女共同参画社会づくりに関する事業の企画を募集し、その中から公益性や効果の高いものを選んで提案した団体、グループと委託契約を結び、事業を協働で実施します。	人権・男女共同参画課
62	女性役員の登用	地域活動の場における女性役員の登用を促進します。	市民活動支援課



【施策② 防災分野における男女共同参画の推進】

防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び避難所運営における男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

No.	取り組み	内 容	所管課等
63	避難所運営における男女共同参画の推進	「避難所運営マニュアル」等に女性の視点を取り入れた男女のニーズの違いに配慮する旨の内容を盛り込み、周知を図ります。	危機管理防災課
64	自主防災組織における女性役員登用の啓発・促進	自主防災組織の結成を促進するにあたり、女性役員の登用を啓発・促進していきます。	
65	防災に関する情報の発信	防災マニュアルや災害ハザードマップ等、防災・減災に関する情報について、市ホームページや三郷中央におどりプラザ内男女共同参画コーナーにおいて、情報提供を行います。	

【施策③ 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり】

高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭や生活困難世帯など支援を必要とする人が増えています。また、市内在住の外国人も増加しています。このように、生活上、様々な困難に置かれているかたが安心して暮らせる環境整備を図ります。

No.	取り組み	内 容	所管課等
66	高齢者、障がい者への支援	高齢者や障がい者が安心して暮らすことができるよう福祉サービスの充実や就業機会、社会活動への参加を促進します。	長寿いきがい課 障がい福祉課
67	生活に困っているかたへの支援	ひとり親家庭や生活困難世帯などについては、相談や就労機会の提供など自立支援を図ります。	ふくし総合相談室 生活ふくし課 子ども支援課
68	外国人への支援	市内で生活する外国人が言語や文化の違いにより孤立することなく安心して暮らすことができるよう、生活支援を図ります。	市民活動支援課

施策の方向3 数値目標

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	根拠データ
コミュニティ活動団体数	14 団体	16 団体	実績

コラム

【 防災における男女共同参画 】

災害時には、平常時における固定的な役割分担意識を反映して、家事、子育て、介護等の負担がより一層女性に集中することや、配偶者等からの暴力が課題としてあげられます。東日本大震災以降も様々な自然災害が起こる中で、男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組みが求められています。

避難所では、いまだに次のような状況が報告されています。



埼玉県「男女共同参画の視点を取り入れた「みんなが安心できる避難所運営」のすすめ」より



第4章 計画の推進と進行管理

1. 推進・進行管理の考え方

(1) 「男女共同参画」の総合的推進

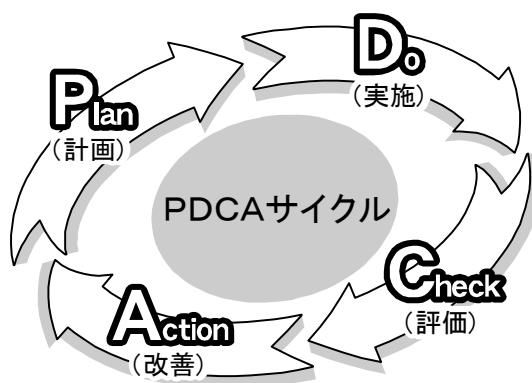
この計画に掲げた内容を実現するためには、国・県等の行政機関と連携しながら、広範囲で多岐に渡る取り組みを総合的・効果的に推進する必要があります。また、行政機関だけではなく、市民、市民団体、事業者等についても男女共同参画社会づくりへの自主的な取り組みを進めていくことが望まれることから、市民、市民団体、事業者との協働を更に進め、計画の着実な推進を図ります。

また、男女共同参画社会に関する情報や先進事例等の研究を行って、市民への情報提供・意識啓発を進め、取り組みの実行に向け活用していきます。

(2) 「PDCAサイクル」に基づく進行管理

この計画に定める事項については、担当課による事業の進捗状況と施策の効果等を定期的に検証、評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更その他の必要な措置を講じることを基本とします。PDCAサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図ります。

「PDCAサイクル」のイメージ



Plan (計画)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do (実行)	計画に基づき活動を実行する
Check (評価)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察・学習する
Act (改善)	考察に基づき、計画の目標、活動等の見直しを行う

2. 推進・進行管理の具体的内容

(1) 推進・進行管理体制の充実

①市の推進体制

本市では、平成8(1996)年に庁内の関係部署による組織である「三郷市男女共同参画社会推進会議」を立ち上げ、庁内横断的に女性を取り巻くさまざまな課題の解決と男女共同参画社会の実現をめざして取り組みを進めてきました。

しかしながら、市職員を始め市民、事業者等の男女共同参画への理解はまだ十分なものとは言えず、今後もいっそうの周知・浸透を図っていく必要があるため、庁内の関係各課が連携して男女共同参画社会づくりに取り組んでいく体制を確立・強化します。

また、市が率先して男女共同参画の推進に取り組み、本市の「特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の能力が十分に発揮されるよう、女性の登用・職域拡大を行うとともに、長時間労働の是正などの働き方改革や男性職員の育児休業取得の促進など、男女がともにいきいきと働き、仕事と家庭や地域活動などを両立できる職場づくりを促進します。

計画を実行性のあるものとするためには、施策の進捗状況や課題の把握が必要です。基本目標ごとに目標値を設定し、その目標値に対する達成度を把握するとともに各施策の進捗状況について公表し、適切な進行管理を行います。

②三郷市男女共同参画審議会

三郷市男女共同参画審議会は、「三郷市男女共同参画社会づくり条例」に基づき設置され、男女共同参画に関する活動団体、その他の団体の代表者、知識経験を有する者、公募による市民、その他市長が必要と認める者の計10人以内で構成します。

三郷市男女共同参画審議会において、計画の策定や計画の実施状況の報告、施策に関わる重要事項について、意見や提言を求め、適宜、施策への反映を図ります。

(2) 市民・市民団体、事業者、関係機関との協働・連携

本市では、これまでに、女性団体を初め男女共同参画に関わる事業者や市民団体と協働・連携しながら男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。今後の重点的な取り組みである女性の活躍促進では、今までの取り組みをより充実させていく必要があり、課題に応じ、市民・市民団体、事業者、教育機関、医療機関等の関係機関との協働・連携によってプランの推進・進行管理を図り男女共同参画社会の実現をめざします。

(3) 男女共同参画を推進するための情報発信の強化

男女共同参画社会基本法と、平成19(2007)年に施行した三郷市男女共同参画社会づくり条例の理念に基づき、男女が共に多様な生き方を主体的に選択し、実践していける男女共同参画の推進につながる情報発信機能を強化します。

女性だけでなく男性や高齢者、若い世代等のあらゆる層に必要な情報が届くよう、総合的な情報発信を行い、男女共同参画意識の普及啓発に努めます。

(4) 国・県等の行政機関との協力・連携

男女共同参画に関する取り組みのいっそうの推進を図るため、国、埼玉県の計画、方針等についての積極的な情報収集に努め、整合性に配慮しながら本市のものへ反映させます。

また、国、県の行政機関や関連自治体との協力・連携を強化して、広域的な取り組みが必要な課題等の解決に努めます。

<本市の男女共同参画推進（進行管理）体制>

